



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次

○ 告示

- 511 和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (総務事務集中課)
- 512 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部改正 (")

告 示

和歌山県告示第511号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき平成18年度において和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定めた。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 営業種別
別表1のとおり
- 2 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者以外の者と和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号。以下「資格審査要綱」という。)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を有すると認められ競争入札参加有資格者名簿に登録されているものであること。
(1) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
(2) 国税及び県税を滞納している者
(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までに掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
(4) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
(5) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において当該許可、認可等を得ていない者

(6) 契約の履行が困難と認められる者

3 申請の方法

資格審査を受けようとする者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、和歌山県物品電子調達システム(和歌山県が電子情報処理組織を使用して物品を調達するシステムをいう。)を利用して申請する場合の提出書類は、当該システムから出力される確認書及び以下の(4)から(10)まで掲げる書類とする。また、知事が特に認める場合は、その一部の添付を免除することができる。

- (1) 電子入札(県の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。)を希望する者にとっては、所定の物品調達システム取扱責任者選定届
 - (2) 経営状況等に関する次に掲げる所定の調書
 - ア 取引希望及び営業概要調書
 - イ 営業実績及び資格等調書
 - ウ 印刷業を営んでいる者にとっては、印刷業者業務調書
 - (3) 所定の取扱品目一覧表
 - (4) 所定の使用印鑑届
 - (5) 法人にとっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - (6) 印鑑証明書
 - (7) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - イ 和歌山県が課する県税全税目
 - ウ 個人にとっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
 - (8) 財務諸表(直近2か年分で法人にとっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にとっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - (9) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)
 - (10) その他知事が必要と認める書類
- ### 4 申請書類の提出先及び申請書類の用紙の交付請求先
- (1) 申請書類の提出先
別表2に掲げる県の機関のいずれかに提出しなければ

ならない。ただし、物品電子調達システムを利用して申請する場合は、和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課のみに提出するものとする。

(2) 申請書類の交付請求先

別表2に掲げる県の機関のいずれにおいても請求できる。

5 申請の時期

(1) 申請は、原則として次に掲げるいずれかの期間に行わなければならない。

ア 平成18年5月1日(月)から同月31日(水)まで

イ 平成18年11月1日(水)から同月30日(木)まで

ウ その他知事が必要と認め、別に定める期間

(2) (1)の規定にかかわらず、一般競争入札の公告により入札の実施を知り得た者が、当該一般競争入札への参加を希望する場合は、当該一般競争入札の公告の日から入札日の前日までの間に限り、資格審査の申請を行うことができる。この場合において行う資格審査の申請先は、総務事務集中課に限るものとする。

6 申請に用いる言語及び通貨

(1) 申請に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請事項のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請事項の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格審査の結果の通知

申請者には、資格審査の結果を文書等により通知する。

8 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成21年7月31日までとする。

9 競争入札参加資格の有効期間の更新手続

競争入札参加資格の有効期間の更新を希望する者は、平成21年4月頃に競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等に係る告示を行う予定であるので、当該告示に基づき申請すること。

10 競争入札の公示の方法

一般競争入札を行う場合は、和歌山県報により公告する。

11 問合せ先

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課物品班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話 (073) 441-2293

別表 1 (第 1 項関係)

営 業 種 別 表

営業種目 番号	営業種目名	品 目 (例 示)
1	文房具事務用品	文房具、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。)等
2	用 紙 類	和紙、上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、ノーカーボン紙、封筒等
3	複写用感光紙	湿式、乾式、PPC用紙、PPC用紙(再生紙)等
4	情報処理用機器	汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、パーソナルコンピュータ、AV機器 ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字 読取装置等
5	事務用機器	タイプライター、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、複写機、軽印 刷機、OHP、加算機等
6	印 章	木印、ゴム印、日付印等
7	情報処理用品	磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム(再生紙)、 フィルター、フロッピーディスク等
8	楽 器	和楽器、楽譜、レコード、CD、洋楽器等
9	学校教材具	教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フ ィルム、保健室用品、保育用教材等
10	運 動 用 品	運動用品、運動器具、武道具、運動衣等
11	ミ シ ン	ミシン、編機等
12	時 計 ・ 貴 金 属	時計、貴金属、眼鏡等
13	バッジ・カップ・記念品類	バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッ カー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等
14	額 縁 ・ 画 材	各種額縁、画材等
15	写 真 機	カメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く。)等
16	什 器	鋼製什器(書庫類、更衣箱、机、いす等)、木製什器(応接長テーブル、ソファ 安楽いす等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッ カー、机上ガラス等
17	厨房機械器具	流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴 槽関係、冷凍・冷蔵関係等
18	荒 物 雑 貨	家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガ ラス器、紙・繊維製雑貨類、トイレトペーパー等
19	漆塗物・漆器類	漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等
20	工業用ゴム製品	サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニール シート、防振ゴム、ゴムマット等
21	織 維 製 品	制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐ い、布製シート等
22	寝 具	布団、毛布、敷布等
23	ベ ッ ド	一般用、医療用

24	帽	子	制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等
25	ゴム・皮革製品		革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等
26	室内装飾品		じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
27	天幕・旗・染め物		天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染め物等
28	家庭用電気機器		映像、音響(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係(エアコン、クーラー等(ガス含む。))、暖房関係(ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。))家事・調理(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係等
29	自動車		乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等
30	自動車部品		部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、電装品(修理含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等
31	自動車修理		自動車修理、車検(工場認証、認定、指定を受けた者に限る。)、板金等
32	自転車・雑車		自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、部品及び修理等
33	船舶・航空機		船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、部品及び修理
34	石油製品		ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
35	ガス類その他		LPGガス(許可業者に限る。)、酸素、高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭等
36	理化学機械器具		分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等
37	工作用機械器具		旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等
38	産業用機械器具		ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等
39	産業用電気機械		発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等
40	通信用機械器具		電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置等
41	農業用機械器具		トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等
42	建設用機械器具		ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等
43	給排水設備・ ^{じんあい} 塵埃処理機器		水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、 ^{じん} 汚水処理装置、集塵装置、焼却炉
44	アスファルトコンクリート		アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等(プラント所有者に限る。)
45	生コンクリート		生コンクリート(プラント所有者に限る。)
46	セメント・骨材		セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
47	コンクリート製品		ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等

48	木 材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
49	鉄鋼・非鉄製品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ・金網、鋳鉄管、ビニール管、電線等
50	建 築 金 物	建築金物、大工道具、工具、塗料、ガラス（机上ガラスを除く。）等
51	仮 設 資 材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
52	道 路 標 識	道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等
53	看板・広告宣伝・展示品	看板、掲示板・表示板、案内板、広告宣伝用品（委託業務に属する企画・デザインを除く。）、模型、展示品等
54	医療用機械器具	生体検査機器（心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等） 検体検査用機器（血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等）、治療用機器（人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等）、放射線関連機器（X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等）、手術関連機器（麻酔、消毒含む）、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 （許可又は届出業者に限る。）
55	医 療 用 薬 品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 （許可業者に限る。）
56	衛 生 材 料	脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 （医療用器具、局方品を扱う者のみ許可又は届出業者に限る。）
57	医療用フィルム	X線フィルム（現像用材料含む。）等 （届出業者に限る。）
58	防 疫 剤	殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 （届出業者に限る。）
59	工 業 薬 品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭（再生を含む。）、流出油処理剤等 （毒物・劇物に該当するものを扱う場合は許可を受けた者に限る。）
60	消防・防災用品	ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器（薬品のつめ替えを含む。消火器を扱う者のみ届出業者に限る。） その他消防・防災用品
61	警 察 用 品	拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品
62	百貨店・総合商社	全品目（ただし、総合商社については定款に定める範囲）
63	造 園 資 材	種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材
64	食 品 関 係	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、その他食品
65	包装・梱包資材	包装材料、段ボール、梱包用品具等
66	その他物品関係	漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品
67	軽印刷・ワット印刷	タイプオフ、タイプ謄写、タイプ印書
68	フォーム印刷	連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類
69	特 殊 印 刷	グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、カレンダー、手帳
70	複 写 業 務	青写真、コピー、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力

71	航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作（原図作成から印刷までを含む。）、住居表示案内図
72	製 本	製本、表装
73	ク リ ー ニ ン グ	いすカバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 （確認済み証を受けた者に限る。）
74	清掃用品取り替え	化学ぞうきん、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等
75	図 書	書籍、雑誌、地図等
76	動 物 ・ 飼 料	動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等
77	不 用 品 買 売	鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等（許可を受けた者に限る。）

別表 2 (第 4 項関係)

調達業務を所掌する県の機関	調達の区分及び管轄区域
総務部総務管理局 総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2291	一般競争入札に係る調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会事務局及び和歌山市、海南市、海草郡に所在する県の出先機関等の調達
那賀振興局総務室 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005	岩出市及び紀の川市に所在する県の出先機関等の調達
伊都振興局総務室 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-4900	橋本市及び伊都郡に所在する県の出先機関等の調達
有田振興局総務室 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255	有田市及び有田郡に所在する県の出先機関等の調達
日高振興局総務室 〒644-0011 御坊市湯川財部651 TEL 0738-24-2904	御坊市及び日高郡に所在する県の出先機関等の調達
西牟婁振興局総務室 〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906	田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁県振興局総務室 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605	新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の出先機関等の調達
東牟婁振興局串本建設部総務管理課 〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491番地 TEL 0735-62-0755	西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の出先機関等の調達
警察本部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110	警察本部の調達(一般競争入札に係る調達を含む。)

和歌山県告示第512号

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

第3条を次のように改める。

(資格審査)

第3条 前条の資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、物調達品競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式又は別記第1号様式の2。以下「資格審査申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

(1) 和歌山県物品電子調達システム(和歌山県が電子情報処理組織を使用して物品を調達するシステムをいう。以下「電子調達システム」という。)による電子入札(県の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。)を希望する者においては、物品調達システム取扱責任者選定届(別記第1号様式の3)

(2) 経営状況等に関する次に掲げる調査

ア 取引希望及び営業概要調査(別記第2号様式)

イ 営業実績及び資格等調査(別記第3号様式)

ウ 印刷業を営んでいる者においては、印刷業者業務調査(別記第3号様式の2)

(3) 取扱品目一覧表(別記第4号様式)

(4) 使用印鑑届(別記第5号様式)

(5) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

(6) 印鑑証明書

(7) 次に掲げる税金に未納がないことを確認することができる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

イ 和歌山県が課する県税全税目

ウ 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

(8) 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

(9) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、電子調達システ

ムを利用して資格審査の申請をすることができる。この場合において提出する書類は、電子調達システムにより出力される確認書及び前項第4号から第10号までに掲げる書類とする。

3 前2項の規定にかかわらず、知事が特に認める場合は、資格審査のために提出すべき書類の一部を省略することができる。

第4条の見出しを「(資格審査の申請先及び申請時期)」に改め、同条第1項中「総務事務集中課」の次に「(以下「総務事務集中課」という。)」を加え、「県民行政部総務課」を「総務室」に改め、「医科大学管理課」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札の公告により入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合は、当該一般競争入札の公告の日から入札日の前日までの間に限り、資格審査の申請を行うことができる。この場合において行う資格審査の申請先は、総務事務集中課に限るものとする。

第4条第3項中「資格審査申請書を受理した」を「資格審査の申請があった」に、「特定調達契約に係る競争入札」を「一般競争入札」に改める。

第4条の2の見出し中「申請書類の作成」を「申請」に改め、同条中「資格審査申請書及びその添付書類(以下この条において「申請書類」という。)の作成」を「資格審査の申請」に改め、同条第1号中「申請書類」を「申請」に改め、同条第2号中「申請書類」を「申請事項」に、「で記載した」を「を用いた」に改め、同条第3号中「申請書類」を「申請事項」に改める。

第5条中「資格審査申請書及びその添付書類が提出された」を「資格審査の申請があった」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

知事は、前条の規定による資格審査の結果、申請者が競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると認めるときは、その氏名又は名称その他必要な事項を競争入札参加有資格者名簿に登載するものとし、総務事務集中課長は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書(別記第6号様式その1)によりその旨を当該申請者に通知するものとする。なお、総務事務集中課長は、入札参加資格がないと認められた者に対し、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書(別記第6号様式その2)により、その旨を通知するものとする。

第7条第2項中「平成6年8月1日」を「平成18年8月1日」に改める。

第8条第1項第2号を次のように改める。

(2) 資格審査において、故意に虚偽の事項を含む申請をしたとき。

第9条中「競争入札参加資格審査申請事項変更届(別記

第9号様式)に当該事実を証する書類を添付して知事に」を「電子調達システムにより変更の届出を行い、又は物品調達競争入札参加資格審査申請事項変更届(申請書)(別記第7号様式)を知事に提出するものとする。この場合において、当該変更の事実を証する書類を併せて」に改める。

第9条の2第3項を次のように改める。

- 3 総務事務集中課長は、前項の規定による入札参加資格者の登録内容の変更又は入札参加資格の取消しがあったときは、その旨を速やかに当該入札参加資格者に通知するものとする。

第9条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定に基づき競争入札参加資格を承継しようとする者は、電子調達システムにより承継の申請を行い、又は物品調達競争入札参加資格審査申請事項変更届(申請書)を知事に提出するものとする。この場合において、当該承継の事実を証する書類を併せて提出しなければならない。

別記第1号様式から別記第7号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

物品調達競争入札参加資格審査申請書

和歌山県知事様

平成 年 月 日

申請者	所在地	〒 —		
	登記上の所在地 (上記と同じ場合は不要)			
	(ふりがな) 商号又は名称			社印
	(ふりがな) 代表者職氏名			実印
	電話番号	()		
	FAX 番号	()		
<p>登録有効期間内において、和歌山県及び注される物品の購入等に競争入札に参加しないことを誓約し、審査を受けることとする。競争入札の申し込みは、事実上の競争入札とみなす。</p>				
				受付番号 * —
				受付印
				登録番号 *
申請区分	1 新規 (5・11月)	2 新規 (随時分)	3 更新 → 前回登録番号 ()	
記載担当者	所属 氏名		電話	内線

(注) 1 県外の業者が代理人を定める場合は、別記第 1 号様式の 2 で申請することとし、この様式は不要です。
 2 システムから申請される場合は、この様式かわりに確認書を出力して提出してください。
 3 ※ 印の欄は記入しないこと。

別記第 1 号様式の 2 (第 3 条関係)

物品調達競争入札参加資格審査申請書 (兼委任状)			
和歌山県知事様		平成 年 月 日	
申請者	所在地	〒 -	
	登記上の所在地 (上記と同じ場合は不要)		
	(ふりがな) 商号又は名称	社印	
	(ふりがな) 代表者職氏名	実印	
	電話番号	()	
	F A X 番号	()	
代理人 (県外業者のみ選定可)	所在地	〒 -	
	(ふりがな) 商号又は名称	社印	
	(ふりがな) 職氏名	印	
	電話番号	()	
	F A X 番号	()	
<p>登録有効期間内のにおいて、和歌山県及び発注される物品の購入等に係る競争入札に参入し、競争入札と相違ないこととする。なお、上記のとおり代理人を定め、登録期間中(期間内に契約を締結したものを除く)、代理人を変更する場合は、変更届をもって委任状に代えることとする。</p> <p>委任事項 1 入札及び見積について 2 契約の締結について 3 物品の納入及び取りについて 4 代金の請求及び受領について 5 復代金の請求及び受領について 6 その他契約に伴う一切の権限について</p>			
申請区分	1 新規 (5・11月)	2 新規 (随時分)	3 更新 → 前回登録番号 ()
記載担当者	所属 氏名	電話	内線
			* 受付番号 -
			* 受付印
			* 登録番号

(注) 1 代理人を定めない場合は、別記第 1 号様式で申請することとし、この様式は不要です。
 2 システムから申請される場合は、この様式のかわりに確認書を出力して提出してください。
 3 ※ 印の欄は記入しないこと。

別記第 1 号様式の 3 (第 3 条関係)

※ 登録番号		物品調達システム取扱責任者選定届	
和歌山県知事様		平成 年 月 日	
申請者 (委任している 場合は代理人)	所在地	〒 -	
	(ふりがな) 商号又は名称	社印	
	(ふりがな) 職氏名	実印	
	電話番号	()	
	F A X 番号	()	
<p>登録有効期間内において、和歌山県で発注される物品の購入等に係る競争入札について、電子入札に必要な電子証明書を登録する責任者を下記のとおり定めます。</p> <p>また、電子証明書の登録は厳重に管理し、責任者を変更する場合は、速やかに変更届を提出し、選定届に代えることとします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
取扱責任者	認証カード 発行元		
	(ふりがな) 職氏名	印	
	認証カード 有効年月日	年 月 日	
	責任者 メールアドレス		

- (注) 1 認証カードによる電子入札を行わない場合は、この様式は不要です。
 2 システムから申請される場合は、この様式のかわりに確認書を出力して提出してください。
 3 ※ 印の欄は記入しないこと。

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

取引希望及び営業概要調書									
※登録番号				申請者 (本社)					
1 取引を希望する本店・支店等					* 「債権債務者登録番号」欄のみ、未登録の場合は記入不要 「名称」欄は、支店等がない場合も必ず「本社」・「本店」等と記載				
	債権債務者登録番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
2 希望する営業種目				3 取引希望先 (該当左空欄に○印)					
* 主として営業している種目から順に、別途定める 「営業種目表」のとおり表記で最大 6 項目まで記載				調達機関名 : 調達の区分・管轄・区域					
営業種目番号				1 全 県 : 県下全調達機関 (2~10)					
営業種目名				2 総 務 事 務 : 本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会事務局、 集 中 課 和歌山市・海南市・海草郡に所在する県の出先機関等					
				3 那 賀 : 紀ノ川市・岩出市に所在する県の出先機関等					
				4 伊 都 : 橋本市・伊都郡に所在する県の出先機関等					
				5 有 田 : 有田市・有田郡に所在する県の出先機関等					
				6 日 高 : 御坊市・日高郡に所在する県の出先機関等					
				7 西 牟 婁 : 田辺市・西牟婁郡(すさみ町除く。)に所在する県の出先機関等					
				8 串 本 建 設 部 : すさみ町・串本町・古座川町に所在する県の出先機関等					
				9 東 牟 婁 : 新宮市・東牟婁郡(串本町・古座川町除く。)に所在する県の出先機関等					
				10 警 察 本 部 : 警察本部(警察署を除く。)					
4 営業概要									
①業種区分		(← 以下に該当のうち主たる業種の番号を記載) 1 製造・建設業 ・ 2 卸売業 ・ 3 サービス業その他 ・ 4 小売業							
②営業年数		創 業		休 業 期 間 等		現組織への変更		営 業 年 数	
		年 月		~		年 月		年 (切捨)	
③従業員数		人		うち障害者雇用人数		人			
④施設概要		本 社 (本 店)				代 理 人 (支 店 等)			
所有		土 地		建 物		土 地		建 物	
-----		m ²		m ²		m ²		m ²	
借用		土 地		建 物		土 地		建 物	
-----		m ²		m ²		m ²		m ²	

(注) 1 システムから申請される場合は、この様式のかわりに確認書を出力して提出してください。
2 ※印の欄は記入しないこと。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

営 業 実 績 及 び 資 格 等 調 書						
※登録番号		申請者 (本社)				
1 決算及び実績関係 (年 月 ~ 年 月)						
①直前年度 (年)の 決算	法 人		個 人			
	資 本 金	千円	所得金額 (青色申告 特別控除前)	千円		
	準 備 金	千円				
	積 立 金	千円				
繰 越 金	千円					
②直前年度 (年)の 売上実績 (*営業種目 は別記第 2号様式 と同じ順 に記載)	* 営業種目番号	営業種目名	売 上 高	営業比率		
	(1)		千円	%		
	(2)					
	(3)					
	(4)					
	(5)					
	(6)					
	(7)	登 録 種 目 (1)~(6) の 計		千円		
	(8)	上 記 以 外 の 業 務		千円		
(9)	合 計 (7)+(8)		千円	100		
③上記中の 主な物品 納入契約 等の状況		契約の相手方	年月日	契約の内容	契約金額	
	和歌山 県関係		.		千円	
				.		
				.		
				.		
	他の 官公庁			.		
			.			
民間 企業			.			
			.			
2 資格関係						
④営業上の 資格・ 許可等						
⑤取得しているISOの種別						
3 代理店・特約店・取扱店等						
⑥代理店等 メーカー						

(注) 1 システムから申請される場合は、この様式のかわりに確認書を出力して提出してください。
2 ※印の欄は記入しないこと。

別記第 3 号様式の 2 (第 3 条関係)

印刷業者業務調書

ふりがな 商号又は 名称	登録番号 ※	種目 番号	平成 年 月 日現在
① 従業員数 (兼務者は主たる部門に入れ重複をさげること。)			
A 事務部門	B 制作部門	C 印刷部門	D 製本部門
管理 営業 経理	企画 編集 制作 版下 製版 その他	その他 (A+B+C +D+E) 計	G 臨時 パート 総計
人	人	人	人
人	人	人	人
人	人	人	人
② 主たる印刷種目 〔売上高の多い順に番号を記入すること。また、受注できないものには×印を、受注しても外注するもの、又は下請けに出すものについてはⒺ印を記入すること。〕			
種目	印刷種目	数量	印刷種目
...
③ 外注関係 下請・外注作業 下請・外注先 所在地			
④ 年間売上高 (直前決算第 1 年度分)			
決算期間	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日まで	
全売上高	うち和歌山県関係	うち他の官公庁関係	うち民間企業関係
千円	千円	千円	千円

⑥ 保有機械設備 (性能については、できるだけ詳しく記入すること。)	メーカー名	性能	台数
1 制作、印刷、製本設備等 (リースしているものも含む)			
企画編集	名前・型式	性能	台数
作業			
制作			
印刷			
製本			
その他			
※その他特記事項			

(注) 1 システムから申請される場合は、この様式のかわりに確認書を出力して提出してください。

2 ※印の欄は記入しないこと。

別記第 4 号様式 (第 3 条関係)

※登録番号		取 扱 品 目 一 覧 表	
商号又は名称 (本社)			
物 品 の 納 入 等 に 係 る 営 業 種 目	営業種目番号	営業種目名	主な取扱品目及び取扱メーカー名等

- (注) 1 システムから申請される場合は、この様式のかわりに確認書を出力して提出してください。
 2 別記第 2 号様式と同じく、主として営業しているものから順に記載してください。
 3 ※印の欄は記入しないこと。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

※登録番号		使 用 印 鑑 届	
和歌山県知事様		年 月 日	
申請者 (本社)	所在地		
	商号又は名称	社印	
	代表者職氏名	期	
下記の印鑑を競争入札及び見積の参加並びに契約の締結、代金の請求及び代金の受領のために使用しますのでお届けします。			
法 人		個 人	
本 社	社 印	代表取締役が営業に使用する印	個人が営業に使用する印
代 理 人	支 店 等 の 印	支店長等が営業に使用する印	
の 場 合	所 在 地		
	支店等の名称		
	代表者職氏名		

- (注) 1 正本を 9 部提出してください。
 2 代理人選任の場合、「本社」欄印鑑は省略できます。
 3 システムから申請される場合も提出は必要ですが、「申請者」欄の社印・実印は省略可です。
 4 ※印の欄は記入しないこと。

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)
(その 1)

第 号
平成 年 月 日

様

和歌山県総務部総務管理局
総務事務集中課長
(公印省略)

物品調達競争入札参加資格審査結果通知書

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類を審査した結果、下記のとおり競争入札参加資格があるものと決定し、競争入札参加有資格者名簿に登載しましたので通知します。

記

- 1 業 者 I D
- 2 登載した営業種目番号
- 3 登載した営業種目名
- 4 登 載 年 月 日 平成 年 月 日
- 5 有 効 期 間 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

※ 申請書等に記載した事項に変更が生じた場合は、ただちに届出てください。

(その 2)

第 号
平成 年 月 日

様

和歌山県総務部総務管理局
総務事務集中課長
(公印省略)

物品調達競争入札参加資格審査結果通知書

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類を審査した結果、下記の理由により競争入札参加資格がないものと決定しましたので通知します。

記

別記第 7 号様式 (第 9 条関係)

物品調達競争入札参加資格審査申請事項変更届(申請書)

年 月 日

和歌山県知事様

申請者 (本社)	所在地	
	商号又は名称	社印
	代表者職氏名	表印
	業者 I D	

下記のとおり変更(^{しました} / _{したい})ので(^{届け出ます。} / _{申請します。})
記

変 更 前		変 更 後	
記 号	変 更 事 項	添 付 書 類	変 更 年 月 日
	資 格 の 承 継	法人：登記事項証明書 個人：承継の証明書類 (「変更後」欄に続柄・事由を記載)	
	商 号 又 は 名 称	登 記 事 項 証 明 書	
	代 表 者	登 記 事 項 証 明 書	
	所 在 地	登 記 事 項 証 明 書	
	登 記 印 鑑 (実 印)	印 鑑 証 明 書	
	使 用 印 鑑	使 用 印 鑑 届 9 部	
	代 理 人		
	代 理 人 所 在 地		
	シ ス テ ム 取 扱 責 任 者		
	電 話 番 号 (本 社 ・ 代 理 人)		
	F A X 番 号 (本 社 ・ 代 理 人)		
	取 引 を 希 望 す る 本 店 ・ 支 店 等 に 関 す る 事 項		
	債 権 債 務 者 番 号 の 追 加 等	(別 途 、 指 定 様 式 に よ る 申 出 が 必 要)	
	営 業 種 目	取 扱 品 目 一 覧 表 ・ 資 格 証 明 等 調 書 等	
	取 引 希 望 先		
	資 本 金	登 記 事 項 証 明 書	
	登 録 、 免 許 、 許 可 等	資 格 証 明 等 調 書 ・ 当 該 証 明 書 等	
	資 格 の 抹 消	(「 変 更 後 」 欄 に 事 由 を 記 載)	

- (注) 1 記号欄には、変更箇所には○印を付けること。
 2 変更事項が商号又は名称のときは、フリガナを付すこと。
 3 上記証明書類については原本提出とすること。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。